

「2023年台北国際家具展」におけるジャパンパビリオンの出展参加者の募集について

当協会は、農林水産省による品目団体輸出力強化緊急支援強化事業の一環として、台湾台北市で開催される「2023年台北国際家具展」（令和5年2月24日（金）～27日（月））にジャパンパビリオンを設置し、スギ、ヒノキ等日本産木材の特徴と加工・利用技術を活かした木材製品の展示・広報活動を行うこととしており、当該プロモーション活動に参加される希望者を募集します。

日本木材製品のプロモーション活動への参加を希望される方は、別添の「令和4年度ジャパンパビリオン（台北）出展参加者応募実施要領」を熟読のうえ、同要領の「5. 応募申請」に記載する関係書類にご記入のうえ、令和5年2月15日（水）正午までにご応募下さい。

令和5年2月6日

一般社団法人日本木材輸出振興協会
事務局長 吉野 示右

別添 令和4年度ジャパンパビリオン（台北）出展参加者応募実施要領

(別添)

令和5年2月6日

令和4年度ジャパンパビリオン（台北）出展参加者応募実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会

1. 実施目的

海外における日本産木材製品の認知度向上、販売促進に資するため、農林水産省による品目団体輸出力強化緊急支援強化事業の一環として、「2023年台北国際家具展」において、ジャパンパビリオンを設置し、日本産木材を利用した製品の効果的なプロモーションの支援を行うことを目的としています。

2. 実施内容

(1) 概要

2023年台北国際家具展（令和5年2月24日（金）～27日（月））にジャパンパビリオンを出展し、スギ、ヒノキ等日本産木材を使用した製品等の輸出に取り組む意欲のある出展者との連携で、出展によるPRを主とする広報宣伝活動、アンケートの調査等を行うことにより、オールジャパンで海外需要の創出に取り組めます。

(2) 主要内容

ア 出展コンセプト

オープン型「ジャパンパビリオン」を設置し、その中に各種日本産木材製品や宣伝パネル、資料を展示し、日本産木材の良さや加工技術の高さ、また、日本の木材・木造住宅ならではの安全性、健康性、快適性をアピールします。

イ 出展物

スギ、ヒノキ等日本産木材を使用した木材製品

ウ 出展面積

2023年台北国際家具展に設置するジャパンパビリオンの広さは81㎡です（9

m²/1 小間での換算：9 小間相当)。

なお、ジャパンパビリオンは、各出展者に三面が囲まれる標準ブースのような閉鎖的なスペースは提供せず、合同出展の形で出展します。

エ 日本産木材製品の PR

ジャパンパビリオンの出展効果や日本産木材製品の認知度を高めるために、事前のプロモーション活動、出展中には PR 動画の上映、パンフレットの配布等による広報宣伝、終了後は出展参加者や先方への情報・助言の提供等による事後プロモーション活動を行います。

オ アンケート調査の実施

ジャパンパビリオンの来場者を対象とする木材利用ニーズや日本産木材への評価・意見等に関するアンケート調査を行い、その結果を分析して出展者及び輸出に取り組む事業者等に提供します。

3. 募集要項

(1) 出展物の要件

日本産木材を使用した製品等

(2) 応募面積

出展希望者は、出展申込書に出展希望面積を記入して下さい。

ただし、出展参加者の展示位置は出展内容等により日本木材輸出振興協会（以下「協会」という。）で決定させていただきます。面積や位置等は必ずしも出展者のご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承下さい。

(3) 出展経費

① 以下の項目は無料となります。

- ・ 展示スペースの借料（基本備品費を含む）
- ・ 展示スペースまでの電気等の工事費
- ・ ジャパンパビリオン全体の装飾費
- ・ 共通の広報宣伝費（集客のための広報等）
- ・ 通訳（共通に係るものに限る）
- ・ ジャパンパビリオン用の電気料金
- ・ 現地展示会場管理者による展示運営管理費等

② 以下の項目に係る経費は出展者が自己負担していただきます。
上記①以外の経費であり、その主要なものは以下のとおりです。

- ・ 出展物やパンフレット等の輸送に要する経費
- ・ 出展スタッフの派遣等に要する経費（渡航費、宿泊費等）
- ・ 出展物の配置・展示・運営の経費、並びに出展物及び自社スペースに持ち込む出展者所有物に係る盗難等の保険料
- ・ その他、出展者の都合により発生する個別経費

4. 応募資格等

日本産木材を使用した製品を製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者及びその団体、地方公共団体等であって、会期の全日程を通じて出展者がパビリオンで広報宣伝活動及び成果等の報告を行うことが条件となります。

なお、新型コロナウイルス感染による現地への渡航ができない場合、応募者の現地事務所、現地協力者（取引関係会社を含む）を通じた出展参加は可能です。

5. 応募申請

出展希望者は、別紙の様式1「出展申込書」、様式2「特別装飾等申込書」及び様式3「出展展示終了後の出展物処理連絡書」にご記入のうえ、次に掲げる書類を添えて下記期日までに郵送又はe-mailで協会にご提出下さい。なお、郵送先、e-mail受信先は本要領の「9」に掲載したとおりです。

→ [様式1～様式3 ダウンロード](#)

ただし、当協会がこれまで実施した海外出展に参加した実績がある者に限り、下記①、②の提出は不要です。

- ① 登記簿謄本など組織の設立関係を明記した書類（自治体を除く）
- ② 過去2年間の主要活動を明記した書類又は組織のパンフレット

なお、応募数が募集小間相当数を大幅に上回る場合は、締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。また、出展物として相応しくないと考えられる際には、ご参加をお断りすることがあります。

申込書提出期限：令和5年2月15日（水）正午（必着）

6. 出展参加者の選定と公表

出展参加者の選定は、出展資格を有する者について、応募申請の内容を踏まえ以下の審査事項に基づき公正に審査し、事業の主管機関と協議した上で決定します。決定後には、各応募者に通知するとともに、当協会のホームページにおいて公表します。

(審査事項)

- ① 日本産木材（スギ、ヒノキ等）を使った製品の輸出促進に資するか。
- ② 海外市場の開拓、輸出拡大が見込まれる品目であるか。
- ③ 海外市場の開拓、輸出拡大のために具体的な考えを有しているか。
- ④ 日本産木材製品の良さをPRできるものであるか。
- ⑤ パビリオンの出品構成がバランスのとれたものとなるか。

7. 出展に係る遵守事項等

(1) 出展物の管理

出展物の管理は、出展者の責任において行うものとします。

(2) 出展物の準備、処理及び期間中の運営

出展者は、協会の指導のもとに、出展物の展示スペースへの搬入、開梱、据付等の準備、会期中の広報宣伝、展示会終了後の出展物の処理を行うものとします。

(3) 輸送について

出展者は、自社で運送会社を手配されることを推奨します。自社で手配が困難な場合は、協会指定の運送会社を使用することも可能です。その場合、集荷先までの運送等諸費（自己負担）を除き、出港から現地展示会場までの共通経費（運賃、通関費、横持ち運賃、保管料等）については利用者で材積等に応じて按分します。なお、課税される関税・VAT等は出展物の量（体積、重量）や品目により利用者ごとに異なるため各自負担となります。

(4) 展示装飾

展示全体の基本的構成・設計、基本装飾（施設、備品等）の企画、施工は、協会が行いますが、出展者の展示物の配置は、出展者が、協会と必要に応じて協議し、各出展者の責任で行うものとします。

なお、組立、据付等で、特別な技術を要するものは、出展者が、協会の同意を得て行うものとします。

また、出展者は、特別装飾が必要な場合は、様式2の用紙に記入し、事前に、協会の承諾を得るものとします。

(5) 出展物の実演

出展者は、展示スペースにおいて、実演することが出来ます。ただし、協会は、会場の条件及び現地安全諸規程等により、実演を禁止又は制限することがあります。

出展物を実演する場合は、様式2の用紙に記入して下さい。

(6) 映像物・宣伝物

映像物の上映並びに宣伝物（カタログ、見本品等を含む）を配布する場合は、様式2の用紙に記載して下さい。

なお、これらについて、現地側から求められる事前審査を受ける必要がある場合は、その指示に従って下さい。

(7) 出展物の処理

出展者は、予め、出展物の展示終了後の処理方法（売却、寄贈、転送、廃棄等）を出展物ごとに定め、様式3の「出展展示終了後の出展物処理連絡書」に記入して提出して下さい。

なお、現地の諸事情により所定の期日までに希望の処理方法で処理できない場合は、協会は、出展者の相談に応じて、出展者とその対応を協議することとします。

(8) 出展中の事故

出展中に発生したすべての事故は、協会と出展者は相互に連絡し合い、その対応を協議するものとします。

(9) 出展結果の報告

出展中及び展示会終了後、出展者は協会から出展結果の報告を求められた際は、「出展結果報告書」（別途配布）により、所定の期日までに提出するものとします。

(10) アンケート等へのご協力

出展者は、会期前後および会期中に、協会が行う聞き取り調査及びアンケート

調査等に協力いただくものとします。

(11) 内容の変更等

助成事業等の方針等により内容が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

(12) 本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合、又は、展示会主催者等が新たな事項を定めた場合には、協会はその対応を定めることが出来るものとします。

8. 展示事業の中止、出展の取り消し、出展の解除、係争

(1) 出展事業中止の場合

協会は、次の場合、本出展事業を取りやめ、又は、変更することが出来るものとします。この場合、出展者の損害及び不利益等について、協会は一切その責任を負わないものとします。

- a) 戦争、政情不安、自然災害、感染症の流行等不可抗力により、本展示事業の開催が不可能となった場合
- b) 開催期間、参加方法等に大きな変更があった場合
- c) その他やむを得ない事由により、協会として本展示事業の実施が不適當もしくは不可能となった場合

(2) 出展の取り消しと出展の解除等

出展者の確定後、出展者の都合により出展の取消、もしくは出展物の大幅な変更がある場合には、出展開催日の2週間前までに書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。

協会は、出展者が本要領に遵守することができない場合、出展の取り決めに解除することができるものとします。これによって生ずる損害について、協会は賠償請求できるものとします。

(3) 係争

本要領に関する係争は、東京地方裁判所が専属管轄を持つものとし、日本国内法に準拠して処理するものとします。

9. 問い合わせ先

一般社団法人日本木材輸出振興協会

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4F

担当者：川面、吉村

TEL. 03-5844-6275 FAX. 03-3816-5062

e-mail: jwe@j-wood.org

10. 出展予定の展示会の概要

展示会名	2023年台北国際家具展
主催者	台湾区家具工業同業公会
会場	台北世界貿易中心展覽一館B区
会期	2023年2月24日(金)～27日(月)
出品物範囲	家具、インテリア用品、芸術品等
公式HP	http://www.tfma.org.tw/shows/tifs